相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県宇佐市大字長州三八〇七番地、最後の住所神戸市兵庫区菊水町一〇丁目四〇番地養護老人ホーム海光園

被相続人亡　三浦　利直

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十四日

神戸市中央区御幸通六丁目一番一五号御幸ビル四階

相続財産管理人　司法書士　山田　幸正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区若宮町二丁目一四番地、最後の住所神戸市須磨区古川町四丁目五番一〇号

被相続人亡　福井　榮

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十四日

神戸市中央区多聞通二丁目五番一六号三江ビル二階

相続財産管理人　平野　　謙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県美作市原七七二番地、最後の住所岡山県美作市原七九二番地

被相続人亡　片山　昌幸

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十四日

事務所神戸市中央区御幸通六丁目一番一五号御幸ビル四階

相続財産管理人　司法書士　山田　幸正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区若宮町二丁目一四番地、最後の住所神戸市須磨区古川町四丁目五番一〇号

被相続人亡　福井　榮

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十四日

神戸市中央区多聞通二丁目五番一六号三江ビル二階

相続財産管理人　平野　　謙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県美作市原七七二番地、最後の住所岡山県美作市原七九二番地

被相続人亡　片山　昌幸

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十四日

宮崎市旭二丁目四番一四号

相続財産管理人　後藤　好成

平成二十二年二月二十四日

事務所岡山市北区野田屋町一丁目七番一七号旧千代田生命岡山ビル五階横野崇司法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横野　崇司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市上東六六二番地七、最後の住所本籍に同じ

被相続人亡　吉原　良一

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十四日

事務所岡山県倉敷市西阿知町西原八〇八一

相続財産管理人　中桐　達雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市早良区西新二丁目四一番地、最後の住所福岡市東区城浜団地三六番一〇八号

被相続人亡　谷　　武夫

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十四日

福岡市中央区渡辺通二丁目一番八二号電気ビル北館十一階

相続財産管理人　弁護士　小牧奈穂子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎市江平東一丁目四番、最後の住所宮崎市江平東一丁目四番三号

被相続人亡　岩崎　磯子

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十四日

宮崎市旭二丁目四番一四号

相続財産管理人　後藤　好成

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 22 年２月 24 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ヒロ・コーポレーションジャパン　②東京都知事(1)89237　③代表取締役　赤津正　④東京都青梅市新町７丁目63番地６　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都青梅市新町７丁目63番地６　株式会社ヒロ・コーポレーションジャパン　代表取締役　赤津正

①株式会社プラン・アンド・ネットワーク　②東京都知事(1)88786　③代表取締役　壷内一彦　④東京都港区芝五丁目９番８号夏目第３ビル１階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区芝五丁目９番８号夏目第３ビル１階　株式会社プラン・アンド・ネットワーク　代表取締役　壷内一彦

①河野工務店　②大阪府知事(2)6936　③河野周右　④大阪市東淀川区東淡路４丁目18番12号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市東淀川区東淡路４丁目18番12号　河野工務店　河野周右

①株式会社バルザ　②大阪府知事(1)54561　③代表取締役　谷角悟　④大阪市西区南堀江一丁目11番21号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市西区南堀江一丁目11番21号　株式会社バルザ　代表取締役　谷角悟

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 22 年２月 24 日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
社団法人不動産保証協会

平21不保1331	千葉不動産	北海道知事 渡島(8)591	千葉昭二	北海道北斗市七重浜　1000万円 ２－９－１
平21不保1332	日経不動産	青森県知事 (6)2282	大沼創	青森県弘前市大字品川町85　〃
平21不保1333	株式会社ヨムアール	宮城県知事 (1)5245	代表取締役 村上嘉彦	宮城県仙台市泉区南中山３―16―19　〃
平21不保1334	日光ネイチャー	栃木県知事 (1)4438	平野要	栃木県日光市瀬尾274　〃
平21不保1335	株式会社ヨンヾー	埼玉県知事 (2)19001	代表取締役 遠藤全紀	埼玉県さいたま市北区宮原町１―685　〃
平21不保1336	大沢不動産	埼玉県知事 (2)19502	大澤武夫	埼玉県東松山市幸町12―２　〃
平21不保1337	曽根ＦＰ不動産	埼玉県知事 (1)20489	曽根稔幸	埼玉県川越市岸町１―12―４　〃
平21不保1338	有限会社ネクステージ	埼玉県知事 (1)20615	取締投 渡邉雅至	埼玉県川口市東川口５―11―１　〃
平21不保1339	公園都市開発株式会社	千葉県知事 (1)14869	代表取締役 上代修二	千葉県八千代市大和田新田670―１　〃
平21不保1340	株式会社ＺＥＬＫＯＶＡＴＥＲＲＡＣＥ	東京都知事 (8)41469	代表取締役 佐藤英之	東京都渋谷区神宮前４―８―９　〃